

多面的機能発揮促進事業に関する計画変更の概要

令和5年3月22日

竜王町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、第8条第4において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記